

2 - 2 - 2 . マドリッド協定議定書について (報告者 齊藤 純子)

(1) 日時 : 2004 年 2 月 18 日 13 : 30-14 : 15

(2) 講演者 : 齊藤純子、田中秀樹

(3) 講演内容 : マドリッド協定議定書について制度の背景、手続概要、日本の現状等、逐語通訳にて簡単に説明した。講演内容の概略は以下のとおりである。

(a) 制度概要

(イ) マドリッド協定議定書 (マドリッドプロトコル) とは :

- 標章の国際登録に関するマドリッド協定に関し 1989 年 6 月 27 日マドリッドで採択された議定書。

- 商標について W I P O 国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録を受けることにより指定締約国においてその保護を確保できることを内容とする。

(ロ) 背景

1891 年 4 月マドリッド協定制定

使用言語、審査期間、本国登録の従属性などの問題があった。

1989 年 6 月マドリッド協定議定書採択、1995 年 12 月発効

日本は 1999 年 12 月に加盟、2000 年 3 月 14 日より発効

(ハ) 議定書の加盟国

2003 年 12 月現在、米、英、独、仏等の主要国を含む 62 カ国が加盟。

(ニ) 出願件数

2001 年末までに 381,684 件 有効な国際登録が存在

2002 年 23,236 件 国際登録の効果発生

(b) 手続概要

(イ) 従来との比較

従来の手続 : ・ 各国毎の手続 ・ 各国別の言語

マドプロ : ・ 一つの手続 ・ 英語、またはフランス語

(2) 出願から登録まで

・ 出願人 締約国内に住所または営業所を有する個人、法人或いはその国民、

議定書に規定された政府機関の領域内に営業所、住所を有する個人、法人

・ 出願手続 本国の商標出願または登録を基礎に、保護を求める締約国を指定して本国官庁を通じて W I P O へ出願する。登録後、指定国の事後指定も可能。

・ 登録 要件を満たしていれば国際登録簿に記録され、W I P O 公報により公表される。

本国官庁が願書を受理した日が登録日となる。

・ 指定国への通報 W I P O は指定国へ通報し、指定締約国は一定期間内 (通常は 12 ヶ月、宣言により 18 ヶ月) に保護拒絶の権利を有する (暫定的拒

絶)。拒絶する場合にはW I P Oに通報する。

・指定国での効果 一定期間内に拒絶通報がなければ指定締約国の官庁による登録と同じ効果が生ずる。

存続期間は国際登録日より10年。更新可能。

本国官庁登録への従属性(セントラルアタック)： 国際登録日から5年以内に基礎出願又は基礎登録が拒絶、放棄、無効等となった場合には国際登録が取り消され、指定国における効果も失効する。

取消の場合は一定条件の下で指定国へ商標登録出願が可能。(トランスフォーメーション)

(3) 加盟のメリット

・締約国

- 外国からの出願が増えるが、条約上の方式審査、標章の公表はWIPOが行う。

- 国際事務局へ納める手数料の一部は保護が求められる締約国へ支払われる。

・標章の所有者(簡単、安価、迅速)

- 本国官庁の出願または登録の後に、一言語で一つの国際登録出願をし、手数料を支払えば数カ国での保護を得られる。(手続の簡素化、コスト低減化)

- 暫定的拒絶の期間が12ヶ月又は18ヶ月であるため早期権利化が可能。

- 国際登録後の名称変更や更新手続も各国でなくWIPOに行う。

(c) 日本の現況 (2000年3月14日から発効)

(1) 日本 外国

(出願件数及び指定国別出願件)

(2) 外国 日本(日本を指定国とする出願)

(1)(2)とも統計を示して説明した。

(d) . 最近の話題

(1) 2003年4月10日より韓国において発効。

(2) 2003年11月2日よりアメリカにおいて発効。

(3) 2004年秋、共同体商標制度(CTM)指定が可能になる予定

(4) 2004年4月1日よりスペイン語が第3公用言語となる予定。

(e) その他

尚、講演後、日本を指定して入ってくる出願件数について質問を受けた。さらにセントラルアタックの内容に関しても数人から質問を受け、タイのIP関係者における関心の高さが伺えた。